

きずな

2011年 3月17日

NO 830

赤旗井原出張所

井原市井原町103 (TEL 62-6200)

井原市議会 2月定例会で3月4日に日本共産党の森本ふみお議員が6項目質問しました。森本議員の質問と執行部の答弁の概要は次のとおりです。

森本ふみお議員の質問の概要

◆環太平洋連携協定（TPP）参加に対する市長の考えについて。

TPPに関する新聞記事の見出しを紹介し、農業破壊のことは当然なので紹介しません。公的医療保険、食糧安全基準も標的。いのち・安全にしわ寄せ。医療崩壊に拍車。



これ以上の自由化は「開国」ではなく「壊国」だ。食と健康が危ない。などなどTPP参加によって、大変なことになるという見出しです。今、菅首相はTPPへの参加を熱心に検討しています。私は、見出しのように、農林漁業だけでなく関連産業を含めた地域産業に重大な打撃となるTPP参加は中止すべきだと考えています。

そこで、市民、国民の立場で市政の舵取りをする代表者である市長として、TPPへの参加について、現時点で賛否どちらでしょうか。先ず、お尋ね致します。

そして、このTPP参加によって農林漁業や地域産業及び市民・国民生活にどのような影響を及ぼすとお考えでしょうか。

また、市長は、市民生活、国民生活を守り、地域の経済を守るという観点で、国に対して何らかの行動を起こされる考えがおありでしょうか、お尋ね致します。

◆総務省が示す助言内容で、指定管理者制度の適切運用ができていますか。

昨年12月28日付で、総務省自治行政局長から「指定管理者制度の運用について」という助言、いわゆる通知が届いています。この助言は、同制度が平成15年9月に導入されて以後、これまでで留意すべき点が明らかになったことで行われたものです。この中で、地方公共団体（井原市）が、今後、留意すべき点が8項目にわたって示されています。

この助言は、この制度に対する市の考え方と同時に、協定書の内容に踏み込んだ指摘をしています。この中で指摘されていることを、井原市が協定書を交わしている21の指定管理者が、すべて適切にやられているでしょうか。

もし適切にやられていないとすれば、どこがどうやられていないのか、個々の指定管理者について、具体的かつ詳細にお聞かせください。そして今後の対応をどう考えておられるでしょうか。

また、総務省が心配していることですが、この制度導入・運用後、人身事故等がどのくらい起きていますか、これも詳細にお聞かせください。

2面左上へつづく

左の質問に対する執行部答弁の概要

国の将来を左右する重大な施策の方針決定は、国民全体のコンセンサスが必要不可欠です。

国においては、TPPに参加することの意義とそれに伴う影響を具体的に国民へ丁寧に説明をして明らかにしていくことが先ず必要だと思う。

そして、議論を充分尽くして慎重に方向を決定していただきたいと考えている。

TPPの影響は、県に問い合わせをしましたが、経済産業省ではその算式を公表していないので、本市の地域産業に関わる影響額は算定できません。

農林関係については、農産物の多くが輸入品に置き換わり、約17億円減少すると試算しており、加えて、農業・農村の持つ多面的な機能の喪失や、食品加工・流通・販売等の関連産業での広範な影響など、地域経済、社会における影響は計り知れないものがあると思われます。

しかし、市内の企業には、輸出関連産業もあることから、TPPに参加しないことによって、市内企業の国際競争力が低下し、雇用が縮小するという懸念もあります。また、TPPに参加することによって、消費者にとっては、安い商品が増えて買い物の選択肢が広がる反面、食などの安全性には不安が生れる可能性もあります。その他にも多くの分野にわたり市民生活へ影響がでるものと考えています。

市長会等を通じて、国には慎重に検討していただくことを強く要望すると共に、今後国の動向を注視していきたい。

現在、21の施設についてこの制度を導入している。

指定管理者との協定等には、リスク分担、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等を、あらかじめ盛り込むことと示されており、協定書の中に記載があり、指定管理者が施設賠償保険に加入しているものが7施設。協定書の中には記載がないものの、指定管理者が施設賠償保険に加入しているものが6施設。残り8施設については、今後賠償保険等の加入とあわせて協定書の未整備の施設についても、新年度早い時期に所要の整備を進めていきたい。



指定管理者に指定した以後利用者等の事故報告があった施設が芳井健康増進福祉施設、西部いこいの里、やすらぎセンター、経ヶ丸グリーンパーク、井原サンサン交流館の5施設で、これらは、いずれも施設賠償保険に加入していますが、平成17年度から合計56件となっています。内訳は、死亡1件、裂傷・骨折等29件、打撲・体調不良等26件。今後とも示された事項には充分留意し、改善すべき点は改善するよう努めていきたい。

2面右上へつづく

1面左下からつづく

◆市役所本庁、芳井・美星の2支所、その他、多数の人が出入りする公共施設での敷地内禁煙を実施してはどうですか。

他人の吸ったタバコの煙を吸わされる「受動喫煙」。厚生労働省研究班が発表した受動喫煙による死亡者数(推計)は年間6800人で、うち職場での死者は3600人にのぼります。受動喫煙が命にかかわることは、数字的にも明らかになってきました。

そこで、市民を受動喫煙の被害から守るという観点から、市役所本庁、芳井・美星の2支所、その他、現在、敷地内禁煙を実施している市民病院や学校などを除いて、多数の人が出入りする公共施設での敷地内禁煙を実施してはどうですか。

◆いま政府が熱心に進めようとしている国民健康保険の「広域化」について。

現在、民主党政権は国民健康保険(国保)の「広域化」を熱心に推進しています。内容を見てみると「広域化」の狙いは、「安定的な財政運営ができる規模が必要」などとしています。

しかし、事実上の広域国保といえる政令市の横浜、大阪、札幌など大規模自治体ほど財政難はひどくなっていると言われています。一般会計からの繰り入れを除けばほとんどの市町村が赤字です。

井原市は、今年度、国保税を大幅に引き上げました。私は、この厳しい財政状況を改善するためには、国に国庫負担の割合を1984年度当時に引き上げさせることだと考えます。

このような中で、「広域化」について現時点での市の考えをお尋ねします。



◆市有墓地の実態調査と墓地台帳の整備はその後進んでいますか。

昨年市議会6月定例会で、市有墓地の管理を徹底してほしいと提言しました。

その時、市長は、前段で状況を述べられたあと「把握は非常に困難な状況にあります。しかしながら、できる限りの未使用区画の現地確認を行うとともに、墓地台帳の整備を行い、市民の墓地需要にこたえるための条件整備に努める」とお答えになりました。

実態調査と墓地台帳の整備は、その後進んでいますか。また、いつ頃までに整備が完了する見通しでしょうか、お尋ねします。

◆市民交通傷害保険を、今後も何らかの形で継続してはどうですか。

市民交通傷害保険は、来年中止する方針のようですが、加入している市民からは、「中止しないでほしい」という声が寄せられます。

担当課で、加入状況や保険金支払い状況を聞きましたが、確かに内情は厳しいようです。しかし、市民の声に答えて、何らかの形で継続していただきたいと思いますが、考えをお尋ねします。

1面右下からつづく

直ちにすべての施設での敷地内全面禁煙は難しい面がありますが、受動喫煙防止に向けた積極的な取り組みは重要と考えております。

当面、市役所本庁舎においては、早期完全分煙化に向け、現在、扉のついていない5階の喫煙室を、扉をつけての完全分煙等の対応を進めたい。

他の公共施設についても、施設を利用される市民の方々が快適に利用できるよう、各施設の利用目的や利用実態にに応じて、可能な限り、更なる分煙、屋内禁煙、敷地内禁煙に努め受動喫煙の防止対策を講じていきますので、市民の皆様方にもご協力いただきたいと思います。



近年の本市の国保財政の運営状況に見られるように、一市町村での国保運営は、継続的な医療費の伸び、また、昨今の景気低迷、高齢化、被保険者の減少等により必要な国保税収の確保が困難なことなどから、非常に厳しい状況にあります。

したがって国保の「広域化」については、現時点で様々な立場からの意見・議論がなされていますが、国保事業における事務の効率化などにより、厳しい国保運営の現状も、改善されるものと期待している。

本市としましては、国民皆保険の源としての国保の安定的運営を図るため、今後も「広域化」を含む新たな高齢者医療制度について、国の動向を注視していくと共に、被保険者の負担が軽減されるよう、機会を捉えて、国、県への意見・要望をおこなって行きたい。

現時点での情報を、区画図面に落とししかえる作業を60箇所すべてについて終えています。

この区画図面を元に、現地を回り墓地の形状をなしていないものや、台帳記録の不明なものを把握すると共に、墓地の形状があるものは、墓籍等から墓地台帳と区画図面があっているか照合し、空き区画を特定している。現在、60箇所中12箇所が所現地確認済みで、平成23年中には終了させたい。

現地確認後は、古い名義のものは、現在の所有者に変更するなど現状と図面上の区画の確認をする必要がある。利用者等にお尋ねしなければ分からない不明な点も多く、相当の期間を要する作業になると思うが、今後もこの作業を続け、空き区画を把握し、できる限り墓地需要に応えて行きたい。

この保険は昭和44年2月から始めており、当時保険制度が充実していなかった時代においては、半数以上の方



に加入していただき一定の役割を果たしてきました。平成17年の合併当時の加入率はやく30%程度で推移しています。一方保険金の給付は、保険料に比べて高い金額で推移しています。

保険業務を引き受けている保険会社が諸事情の変化で当該保険商品の販売を中止されるため、廃止はやむおえないと考えている。

この「きずな」は森本ふみお議員のブログ (<http://jcp-seibu.sakura.ne.jp/morimoto/>) でも見れます